

6 国際交流

6.1 平成14年度の全学的目標

開学以来、「国際性」を建学の理念に掲げ、国際的に開かれた大学として評価を得ている本学は、さらなる国際交流の推進を図るため、平成14年度の全学的目標として、学術研究及び教育における国際交流の促進と学内協力体制の強化を図る、大学間交流協定の質的充実及び量的拡大に努め国際交流をより一層推進する、外国人留学生の受入れ体制の充実及び短期交換留学の推進に努める、外国人研究員・研究者の受入れ体制の充実に努める、国際交流を推進するため学内外事業の活用及び新たな学内基金の創設に努める、本学の研究・教育についての情報発信機能の充実に努める、の6点を主要項目に挙げ、その実現に努めた。

6.2 全学的目標の実施状況

1 国際交流の推進

外国人研究者（外国人教員・教師・研究員など、本学の教育・研究に携わるため来学した外国人）の受入れは488名、本学教職員の海外派遣は1,388名で、前年度と比較して、受入れは4名の増加、海外派遣は193名の増加となっている。受け入れた外国人研究者を地域別に見ると、北米・欧州146名（30%）、アジア283名（58%）等となっており、一方、教職員の派遣先については、北米・欧州759名（55%）、アジア505名（36%）等となっている。なお、ここでいう外国人研究者には、国際交流課を通さず直接本学研究者を訪問した者は統計に加えられておらず、これらを含めた海外からの研究者の数は相当数に上ると考えられる。

国際交流協定については、9機関を更新したほか、新たに、東北師範大学、中国原子能科学研究院、吉林大学（以上中国）、仁荷大学校、慶北大学校、韓国外語大学校（以上韓国）、チェンマイ大学（タイ）、ボアジチ大学（トルコ）、アインシャムス大学（エジプト）、カレル大学（チェコ）、ピアリストーク大学、ヤゲロニアン大学、ワルシャワ大学（以上ポーランド）、原子核共同研究機構（ロシア）の14機関との間で交流協定を締結するとともに、図書館情報大学との統合に伴い、上海図書館、北京大学信息管理学系（以上中国）、ミシガン大学情報学大学院（アメリカ合衆国）、メディア大学（ドイツ）、シェフィールド大学（連合王国）、デンマーク王立図書館情報大学（デンマーク）の6機関との間の交流協定の引き継ぎをした。さらに交流実績のない4機関を整理した。これらにより、交流協定件数は、合計25か国96機関（大学間協定17、部局間協定79）となった。また、授業料等相互不徴収とする大学間交流を63大学に拡大した。

交流協定に基づく研究者・学生の受入れは188名（うち学生129名）、派遣は195名（うち学生107名）となり、前年度と比較して、受入れは16名、派遣は7名減少した。

本学は、国際学术界におけるリーダーシップを高揚するとともに、学術情報発信機能を高めるために、積極的に国際会議の開催を支援しており、平成14年度に、大学として5件の国際会議を主催した。さらに学内各組織では独自に多数の国際セミナー等が開催された。

学術研究交流については、日本学術振興会の拠点大学方式交流事業による日本と中国との間のバイオシステム分野での共同研究が6年目を迎え、着実に成果を挙げている。

外国人の視察・来訪者は、チュニジア農業省副大臣を始め28件187名の受入れを行い、学長・副学長及び関係者との懇談並びに施設見学等により、本学の教育研究活動が紹介された。

発展途上国における教育分野の人材開発等を援助し、その向上発展に寄与することを目的として、4月に教育開発国際協力研究センターを設置し、国際協力の推進を図った。

2 国際交流の制度及び支援体制

外国人研究者の受入れ、教職員の海外渡航などを実施する制度として、本学には国際交流計画事業費及び国際交流に係る4基金（筑波大学国際交流基金、天禄学術研究基金、朝永基金及び栗原基金）があり、これによる受

入れは13名、派遣は30名であった。

また、科学研究費補助金を含め、文部科学省、日本学術振興会、国際協力事業団や民間助成団体等の学外の助成制度の活用による実績は着実に増加している。さらに、これら以外の例えば委任経理金、産学連携等研究費、私費などによる研究者の受入れ、海外派遣は実績の5分の3（1134 / 1876）に達し、本学の国際交流において大きな割合を占めている。

外国人教師及び外国人研究員等のための宿泊施設として、外国人教師等宿泊施設61戸（夫婦用6戸、家族用27戸、単身用28戸）を整備しており、これらの利用率は極めて高く、常時満室状態が続いている。

外国人留学生のための宿舎については、328戸（単身用268戸、世帯用60戸）が整備されている。入居に当たっては、日本人学生との混住方式を採用している。

また、居室総数3,667戸の一般学生宿舎においても日本人学生と外国人留学生との混住方式を採用している。これらにより、外国人留学生の約60%が留学生宿舎及び学生宿舎に入居している。

国際交流関係情報として、筑波大学概要の英語版、外国人教師等のためのガイドブック、外国人留学生のための筑波大学入学案内、「Junior Year at Tsukuba Program」等を発行した。さらに、筑波大学のホームページ内に、英語による短期留学「Junior Year at Tsukuba Program (JTP)」についての案内や本学入試等に関するQ&Aコーナーのほか、新たに国際交流助成情報や国際交流協定締結一覧を設けるなどして、国際交流に関する情報の提供に努めた。

3 学生交流

外国人留学生の受入れは、平成15年3月1日現在1,123名で、前年度から43名増加した。このうちアジアからの留学生が904名（80%）を占め、北米・欧州からの留学生は86名（8%）に留まっている。これらの数値には、(財)日本国際教育協会が実施した短期留学推進制度による受入れ留学生53名が含まれている。

本学学生の海外派遣は162名で、前年度より21名増加している。派遣先は、受入れとは逆に、アジアへの派遣が24名（15%）に留まっているのに対し、北米・欧州への派遣は90名（56%）を占めた。

また、(財)日本国際教育協会が実施している「日本留学フェア」には平成元年度から連続して参加しており、平成14年度については、台湾、韓国、タイ、ベトナム、中国において本学への留学を希望する者に対し、本学の教育・研究上の特色、入試方法、施設等について、積極的に情報を提供した。

6.3 国際交流委員会等の活動

1 国際交流委員会

学長を委員長とする国際交流委員会を2回開催し、国際交流に関する年次計画や国際交流協定の締結、その基本方針及び締結基準の改定等について審議した（従来の「大学間交流協定」を「国際交流協定」と呼称変更した）。また、大学評価・学位授与機構による平成14年度に着手する大学評価事業に係る全学テーマ別評価「国際的な連携及び交流活動」に関し、委員会内に「大学評価作業部会」を設置して検討作業を行い、「事前調査書」を作成した。

2 国際交流協定専門委員会

研究担当副学長（国際交流委員会副委員長）を委員長とする国際交流協定専門委員会を3回開催し、国際交流協定に関する基本方針に従い、協定の新規締結・更新について審査した。審査にあたっては、国際交流締結基準（相手機関の教育又は研究レベルが国際的・国内的に高い評価を得ていること、更新前締結期間内に交流の実績があること等）を厳格に適用し、交流協定の質的充実に努めた。

3 その他の委員会等

国際交流委員会ワーキング・グループを3回、天禄学術研究基金運用委員会を1回開催した。

6.4 自己評価と課題

1 研究者交流

平成13年度に米国で起きた同時多発テロ事件の影響等で大幅に減少した教官・研究者の交流は増加に転じたが、外国人研究者等の受入れは微増に留まった。この原因としては、学内基金の枯渇により招へい事業を中止したことも一因と思われる。また、交流協定締結機関数は着実に増えてきている。今後、これら協定を基盤とした交流の一層の促進を図ることにより、全体の交流数の増加が期待できる。

2 施設

外国人教師等の宿泊施設について、単身用については平成11年度に使用が開始され、現段階では特に問題は発生していないが、夫婦用、家族用の宿泊施設については築後20年以上を経過したことによる老朽化への対応が必要となっている。

また、外国人留学生の増加に伴う施設の整備については、世帯用を含む留学生宿舍の確保が急務となっている。

外国人研究者・留学生等を受入れる際のこれらの不備は、本学の国際交流の今後の一層の展開を図る上での隘路となっており、種々の修繕については、毎年度計画的に対応している。平成14年度は、科学研究費補助金及び受託研究等により措置される「間接経費」の配分趣旨に従って、同経費の積極的な活用により老朽化の著しい外国人教師等宿泊施設の浴室の改修、大型家具の更新等を行った。抜本的な宿泊施設の整備については、今後におけるこれらの利用の状況、家族用宿泊施設に対する需要、筑波研究学園都市内における外国人研究者宿泊施設等の整備状況を踏まえ、対応していく必要がある。所要の施設・設備の整備に向け、従前にも増して関係方面に理解を求めていく必要がある。

3 資金

文部科学省、日本学術振興会や民間助成団体等の学外助成制度の活用による国際交流の実績は着実に成果を挙げているが、引き続き各種助成制度の一層の活用による学外資金の導入を図る必要がある。また、本学国際交流基金等の各基金は基金設立後相当の年数を経ていることから枯渇寸前であり、開学30周年記念事業において創設が予定されている「教育研究振興助成基金」を国際交流にも活用することになっているが、さらなる国際交流事業資金の充実に努める必要がある。

4 学生交流

留学生の受入れ数は、全国主要大学の中でも高いレベルにあるが、中には入学後勉学に専念しない外国人研究生も若干ながら見受けられるため、外国人研究生の選抜はこれまで以上に慎重に行う必要がある。短期学生交流については、我が国の施策としての「短期留学推進制度」の活用、「筑波大学短期留学国際プログラム」の実施及び諸外国の大学との学生交流における授業料等相互不徴収を含む協定の締結を踏まえ、学生の相互交流をこれまで以上に活発化させることが望まれる。

本学派遣学生については、(財)日本国際教育協会の奨学金及び民間奨学財団等に採用される人数が、年間10名前後であるため、ほとんどの学生が私費による留学を余儀なくされている。経済的に恵まれない優秀な学生のためにも、本学独自の奨学金支給が望まれる。

外国人留学生の緊急時の支援、賃貸住宅入居時の連帯保証等各種支援を目的として、教職員、名誉教授、支援団体等の会員による任意団体「外国人留学生後援会」を発足させた。

留学生の受入れに当たって、アジア太平洋諸国を重視する姿勢は維持されるべきであろうが、本学では研究者・学生ともに派遣先の5割以上が欧米諸国であることから、受入れ数と派遣数の均衡を図るために、短期留学推進制度等を活用して、欧米諸国の諸大学等との学生交流を促進する必要がある。

5 国際交流協定

国際交流委員会において、交流協定締結のために必要な審議手続きの整理を行い、意思決定過程の簡素化・迅速化を図るとともに、従来は「大学間交流協定」としていた名称を「国際交流協定」に改めた。

平成14年度も、新規協定の締結及び協定の更新によって協定締結機関数は着実に増加したが、協定に基づく教

職員・学生の交流数は若干減少した。

大学の国際化，知的国際貢献など活発な国際交流を目指す上で，国際交流協定がもたらす効果は極めて大きく，今後も本学が交流・協力するに相応しい海外の大学等との交流協定の締結を推進していくことは重要である。そのため，引き続き国際化に対応できる研究・教育環境，キャンパス・アメニティの整備に努めるとともに，協定締結校の開拓や協定に基づく人的交流等を円滑にするための資金の準備，協定校との交流を推進する教員等担当者へのバックアップ体制の確立，コンソーシアム型の交流協定への対応など緊要な課題に取り組むことが必要である。

6 総括

本年度の国際交流においては，国際交流協定に関して見直しを行い，協定締結に係る基本方針と締結基準を改定するとともに，学内手続きの簡素化を行い，締結の拡充を図ったこと，教育開発国際協力研究センターを設置して，文部科学省等との連携を図りながら，発展途上国における教育分野の人材開発等の援助のための具体的な研究事業活動を推進したこと，及びつくば並びに東京地区において，同センターの施設・設備の整備を行ったこと，「間接経費」により老朽化の著しい外国人教師等宿泊施設に係る施設・設備の整備・改修を図ったこと，外国人留学生後援会を発足させたこと，等が特筆される。

本学の国際交流は，世界各国の大学・研究機関との国際交流協定に基づく研究者及び学生の相互交流，国際会議の開催や国際共同研究の推進，開発途上国の教育研究活動への国際協力等から成る。国立大学の法人化後も，国際交流を本学の教育研究推進の大きな柱として，これらの活動は一層発展させるべきである。その戦略的展開のためには，本学の将来設計の中で，全学的な実施体制や資金計画の整備を図っていくことが重要である。